

報告事項 2

行政文書不開示決定処分取消請求等控訴事件について

このことについて、愛知県を被控訴人とする行政文書不開示決定処分取消請求等控訴事件に係る判決がありましたので、別紙資料に基づき報告します。

平成25年11月8日

教 職 員 課

平成25年11月8日
教 職 員 課

行政文書不開示決定処分取消請求等控訴事件について

このことについて、平成25年10月30日(水)、名古屋高等裁判所において、県側勝訴の判決が言い渡されましたので、報告します。

1 当事者

原告・控訴人 安城市在住の県民
被告・被控訴人 愛知県（処分行政庁 愛知県教育委員会）

2 事件の概要

〔第1審〕

県教委が権利濫用等を理由に行った不開示決定処分（原告が約3月間に400項目余りの行政文書開示請求）の取消しを求めて提訴した。その後、原告が提起した33件の訴訟が併合された。判決では、原告の請求は全て棄却された（25.3.28）。

〔控訴審〕

第1審判決の対象となった34件のうち、3件についての取消しを求めて、原告が控訴した（25.4.8）。

3 判決の概要

〔主文要旨〕

本件控訴を棄却する。【**県側勝訴**】

〔理由要旨〕

判決は、「当裁判所も、控訴人の請求は、いずれも棄却すべきものと判断する」とした上で、数点、原判決を補正しているのみである。以下、主な補正点を記載する。

- 控訴人は、原判決が開示請求数等に関する被控訴人の主張を認めたことは誤りである旨主張するが、各証拠及び控訴人は自ら請求していながら事実と相違する部分を具体的に指摘していないことから、原判決の認定を誤りということとはできない。
- 控訴人は、情報公開事務に必要な作業時間に係る原判決の認定が誤りである旨主張するが、被控訴人は、具体的かつ詳細に作業内容を主張しており、控訴人は、それらについて、不自然不合理な点について指摘しておらず、控訴人の主張は採用できない。
- 控訴人は、写真撮影は面談場面の記録である旨主張するが、控訴人は、女性管理職は撮影していても、男性管理職に対しては写真撮影を求めておらず、写真撮影は面談場面の記録である旨の主張は不合理である。また、写真撮影の強要に関する各学校の女性管理職等の多数の詳細な陳述書その他の証拠に照らせば、控訴人が女性管理職に写真撮影を強要し、拒絶されると行政文書の開示請求に及ぶ行為を行っていたことは明らかである。

4 上告期限

平成25年11月13日(水)〔予定〕